

船舶インシデント調査報告書

令和2年11月4日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

インシデント種類	運航不能（機関故障）
発生日時	令和元年11月23日 12時00分ごろ
発生場所	福井県敦賀市敦賀港北方沖 立石岬灯台から真方位139° 1.8海里付近 （概位 北緯35° 44.4′ 東経136° 02.6′）
インシデントの概要	プレジャーボート 恭亮丸は、漂流中、船外機が始動できなくなり、運航不能となった。
インシデント調査の経過	令和元年11月25日、主管調査官（神戸事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	プレジャーボート 恭亮丸、5トン未満（長さ5.22m） 240-33587福井、個人所有 ガソリン機関、船外機、2サイクル、出力29.4kW、回転数毎分 5,500、3気筒、ボア67mm、使用燃料ガソリン
乗組員等に関する情報	船長、二級小型・特殊・特定
負傷者	なし
損傷	なし
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 南西、風力 2、視界 良好 海象：海上 平穏
インシデントの経過	本船は、船長が、1人で乗り組み、同乗者3人を乗せ、釣りのため漂流していたが、釣りを終えて帰航しようとしたものの、船外機が始動できず、運航不能と判断して118番通報を行った。 本船は、来援した水難救難所の所属船にえい航されて出港地に戻り、機関整備会社の担当者が船外機を点検した結果、点火プラグの電極部分に燃焼生成物が多量に付着していたので始動できなかったことが判明した。 本船は、船外機のエンジンオイルの供給に分離給油方式が採用されており、船長が自宅付近のホームセンターで購入した自動二輪車用エンジンオイルを船外機内の専用タンクに補給していた。
分析	本船は、漂流中、自動二輪車用エンジンオイルを船外機に使用したことから、点火プラグの電極部分に多量の燃焼生成物が付着して点火できず、船外機が始動できなくなり、運航不能となった可能性があると考えられる。
原因	本インシデントは、本船が、漂流中、自動二輪車用エンジンオイルを船外機に使用したため、点火プラグの電極部分に多量の燃焼生成物が付着して点火できず、船外機が始動できなくなったことにより発生した可能性があると考えられる。

再発防止策	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none">・ 船長は、船外機の製造会社が推奨するエンジンオイルまたは同等品を使用すること。・ 船長は、使用頻度等を考慮して定期的に点火プラグを点検し、電極の掃除を行うことが望ましい。
--------------	---